

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録

＜第 30 号＞

令和 8 年第 1 回沖縄県議会（2 月定例会）

令和 8 年 2 月 27 日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録＜第 30 号＞

開会の日時

年月日 令和 8 年 2 月 27 日 金曜日
開 会 午後 7 時 7 分
散 会 午後 7 時 50 分

場 所

第 2 委員会室

議 題

1 記録の提出要求について

出席委員

委 員 長	西 銘 啓史郎
副 委 員 長	仲 里 全 孝
委 員	宮 里 洋 史
委 員	徳 田 将 仁
委 員	新 垣 淑 豊
委 員	下 地 康 教
委 員	大 浜 一 郎
委 員	上 原 快 佐
委 員	玉 城 健一郎
委 員	新 垣 光 栄
委 員	仲宗根 悟
委 員	高 橋 真
委 員	瀬 長 美佐雄

委員 比嘉 瑞己
委員 当山 勝利

欠席委員

なし

○西銘啓史郎委員長 ただいまから、ワシントン駐在問題調査特別委員会を開会いたします。

ワシントン駐在問題に係る記録の提出要求についてを議題といたします。

まずは、提案者から要求する記録及びその理由等について説明をお願いします。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 私たち会派としてもですね、やはりこの問題については3月までというのは、ある程度おおよその期間を決めてはいると思うんですけど、ただやはり調査をしたというよりも、やはり真相、原因解明を県民に対して行うべきであろうというところで、やはり様々な疑義があった部分というところで、資料の提出を求めたいと思います。

まず1でメールの提出をお願いしたいと思います。

ワシントンコア社が、株式会社設立に伴う弁護士事務所とのメールの全送受信。

そして歴代駐在職員と本庁職員とのメールの全送受信。

令和7年3月の仲里所長と法律事務所、アレクサンドラのメールの全送受信。そして資料の黒塗りを外した資料を提供してほしいと思います。

2015年の5月、ウェブ会議の資料。そしてワシントン駐在業務報告書、2015年1月から2016年3月。提出資料は、2015年10月12日が最終となっています。それ以降もあるのであれば、その資料も提出をしていただきたいと思います。そして、そのほかに資料の提出として、ワシントンDC株式会社の飲食に関する領収書。そして、2015年ビザ取得に関する支払いが確認できる資料。2022年活動事業46ページの債権者変更リストの原本の提出を求めたいと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ただいまの提案について御意見、質疑等ありますか。
玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 ごめんなさい。少しあれなんですけれど。ちょっと事務局に確認してほしいんですけど、この中で、8種類資料がありますけれど、この中で、実際もう既に提出されているものとかありますか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、事務局から既に提出されている資料についての説明があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
何かほかに御意見等ありますか。
玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 本当にこの事実だったりとか、真相究明というのは、与野党一緒の考えだと思います。

なぜこういったことが起きたのかだったりとか、あとはもう、この手続の不備というのが、なぜこうやって起きたのかというのは、我々がお互い一緒になってやらないといけないと思うんですけど。

ただ一つだけ、我々が気になっているのが、毎回毎回こうやって資料請求されること。それで結局、しかもその資料自体が根本的なものではなくて、枝葉のものの資料請求になっていることが我々は気になっているところ。

もう一つは、黒塗りに関しても、この2015年の5月のウェブ会議の資料も、私もちょっと確認したんですけども、これに関して執行部自体は1回やって、その後、もう一回我々の要求に応じて、黒塗りを外したわけじゃないですか。外した上で、公務員の立場として知り得る情報ということで、これはできないということで出されている以上、なかなかこれ以上、我々としては、これを、黒塗りをまた外せというのは、言いづらいのかなというのが私の意見です、私たちの。

○西銘啓史郎委員長 ほかに御意見は……。
新垣光荣委員。

○新垣光栄委員 私たちこの資料ですね、あまりにも資料請求の部分で、あまりにも資料が多いものですから、芋づる式の黒塗りは避けてほしいということを当初ですね、資料要求のときに、皆さんも同意したと思っているんですけども。

その中で、あとで事務局に調べていただきたい。私もそうなんですけれども、今具体的な疑念根拠をですね、今、示してもらったんですけれども。そういう文書で示さないままですね、網羅的にですね、芋づる式に資料を求めるということは、これは調査権の100条の調査権の運用に当たってはですね、原則として許されていない探索的なですね、調査になっていないかというのが今危惧している部分がありまして。そこで、今徳田委員が説明してもらって、よく分かったんですけれども、そういったどの解決のためにですね、どういう資料を頂きたいということで、今これでは分からないんですよ。口頭ではあったので、文書で頂きたい、その資料のですね。そしてメールの内容も含めて、莫大な数なものですから、それをやるために、今弁護士の事務所とのメールの送受信とありますので、弁護士と依頼者のですね、秘匿特権の場合、私たちがそこまで許されているのか、その辺の法的な根拠も調べてもらいたいというのと。そしてメールの送受信の数ですね、極めて多すぎるものですから、量的に、この期間でできるのかなあと。そういったときの部分も含めてですね。もう少し時間と、そういったのがほしかったなと思っていますので、それも検討して要請してほしいなど。

それで最後になんですけれども、今までのこの資料要求のですね、数、何ページなのか、そしてどれぐらいの時間がかかっているのか、ぜひ議会事務局のほうで、出していただきたい。この網羅的な部分になっていないかということですね。

○西銘啓史郎委員長 ほかに何かありますか、御意見。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 今のメールの話がありましたけども、これはですね、我々の調査、いわゆるメールのやり取りは公文書なんです。この真相解明するにも中身を確認していかないとですね、最終的にこれ我々この委員会、調査ができない、いわゆる真相解明ができないということなんです。それでですね、ぜひ今、正式に我々文書で提出しておりますので、委員長、御計らいをお願いします。今法律的なことがいろいろあったんですけども、私もこれ法律で、何で

黒塗りしているんですかっていろんなことがあるもんだから、それはそれでですね、事務局で確認を取ってください。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに御意見とかありますか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 1の(2)、歴代駐在員職員と本庁職員とのメール全送受信といったら相当な量です、10年分。これはね相当な量になるし、検証も事実上難しいんじゃないかなと思うので、だから疑義がある部分とかの、その期間を区切ってなら分かるんだけど、10年分のメールっていうのはちょっと膨大じゃないかなという意見です。

2番の黒塗り外しなんですけれども、本会議で当局の職務上の秘密があってやっているっていうので、一度はやってきているので、これをまた求めて出てきたらね、だったら何で最初から出さなかったのかっていう議論になる。だから、やっぱりそういったそれなりの秘密があるから黒塗りで出ているので、こっち2番はこれを求めるべきではないと思います。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 はい、ほかに今の御意見に対して。

恐らく、今の2番については、確かに歴代駐在職員というふうになると思って、10年間なら10年間だとすごい量にはなると思うので、そこをある程度、逆に会派として絞り込めるのかね。特定の人……。

○徳田将仁委員 言えば、例えば僕たち今まで参考人招致して、そしてその後に証人喚問して来ていただいて、そこから話を聞いてからそのメールをくださいとか、本当はこれでは遅いと思うんですね。その前にしっかり資料を頂いて、それを読んでから証人喚問すべきだったし、そういったことが後手後手になっているので、だから早く資料をくださいという、何千ページだとしても私たちはそれを見て質問しないといけないと思っているんですね。だからこそ、全ての送受信メールを調べたいし、提出していただきたいと思います。

○西銘啓史郎委員長 はい、ほかに意見は。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 本会議でもそうだったんですけどね、この証人喚問もしかり。とにかく忘れたとか、知らないとか、覚えてないとか、こんなのはもうあまりに多すぎてね、県も自分達で真相解明できることもできないわけですよ、いまだに。責任の所在だって曖昧だし、再発防止なんかいろんなのもできないわけですよ。だから僕らはほんのちっちゃなことから、これ暴露してきたんですよ。おかしいんじゃないか、このビザ取ったらっていうからはずれてきた。結局、誰も知らない知らないって言って、こんなことになっちゃったわけですよ。じゃ、調べるほど調べるほど誰が決裁したかも分からなくて、だから、できるだけ資料を提供してほしいわけですよ。僕らで組み立てて、皆さんも皆さんと僕らは同じ立場ですよ。真相がほしい、解明をして、きちっと行政を正しくやらないと、県民から僕らも見られているというのを最前提に置かないと駄目だから、できるだけ資料は協力してもらおう。だから、そこはお互いの共通の案件として共有しましょうよ。あのこんな大変だからといって、大変にしてしまったのは行政のほうなんですから。だからそこはですね、お互いにきちっとこれには共通案件にして、彼らも2000ページのメール文を読み込んでいるわけ。実際、徳田委員なんか。そこから抽出している部分もあるわけですよ。だからそれはですね、お互いに与党野党関係なく、真相をどう解明するかということで、資料が必要だと我々は感じたから皆さんに提案しているわけなんです、そこは御理解いただきたいと思います。

○西銘啓史郎委員長 ほかに。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 そういった中で、原因究明もなされてないとかっていうことで発想で、皆さんのですね意見あるんですけども、原因究明をですね、第三者委員会、そして監査委員等々ですね、その原因を自分たちの行政がミスしたところもしっかり認めて是正したりっていうことで再三ですね、皆さんの議会でもここのこの場でもですね、答弁しています。そういった中で、例えばですね、資料のワシントン事務所のDCの飲食に関する領収書、これは事務的ミスがあったとしてもですね、これに組織的な不正にまでつながる請求なのかっていうのは、もう私はいかがなものかと思いますよ。そういった意味で、皆さんにしっかりですね、何のために資料を要求しますよと、芋づる式な部分に関しては、この百条の部分でもしっかりこれはいけませんよって書かれているわけですよ。だからこそ、しっかり何の調査のために、どういった資料がほしいということをしかり述べてもらいたいということだけですよ。一緒ですよ。原

因究明の部分は。

○仲里全孝委員 出してもらいましょうよ。持っているんだから。ないものは請求できないよ。何か不具合があるのかね。

○西銘啓史郎委員長 はい、新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 今第三者委員会とか、検証委員会でしたっけ、という話あったんですけど、実はどちらもですね、法的権限ないんですよ。あれはもうあくまでも行政が設置して、そこに対して書類を提供しているんですけども。実は我々のほうが法的権限は強いんです。だけど我々に対しては出ていない資料、もしくはマスキングされた資料というものがあるわけですね。彼らからしてみたらここはオープンな場所だからということではありますけれども、そもそも行政がやっていることっていうのは公のことですから、そこで取得するっていうことは、基本的にもうよっぽどのがね、要は先方にね、よほどの不利益がない限り僕はオープンにしていんじゃないかと思っています。なので、例えばそこに本当に個人的なプライバシーのことが入っていたら、これはマスキングをかけても構わない。だけど、それ以外のことはオープンにするべきじゃないか。だから黒塗り外してくれっていうことを、我々再三お願いするんですけども。そこに対してある意味、我々は調査権持っているわけですから、そこはしっかりと対応していただきたいと。だから出してきたものに対して、こんだけね、バーッと黒塗りされてたら、そこじゃ何調べろっていう話になるわけですね。だからそこはちゃんと外してほしいよっていうことで、我々は今回、メールの中でのマスキングを外してくれっていうことをお願いしているつもりです。

○新垣光栄委員 はい、いいですか。

○西銘啓史郎委員長 どうぞ、新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 私もこの出すのは何もちゅうちょもしないし、本来出してもらいたい。しかしこれが永遠に、先ほどこの委員会が設置されたときの書類要求、書類提供のときにも言ったんですけども、先ほども言ったように、芋づる式に出して、そして大義がないといったらちょっと語弊になるかもしれないんですけど、どういう調査で、どういう原因があるから調べたいっていうのがで

すね、口頭じゃなくてしっかりこれ今文章では、先ほど徳田委員が言ったようにちゃんとした理由をつけてですね、添付して要請したら私はいいと思うんですけども。今、そういうのがない中で、芋づる式に網羅的な部分で要求されたときも今おっしゃったように、今職員の時間とか、限られた時間内ですね、全部出さないというのはこれ無理があると思いますよ。

○西銘啓史郎委員長 ほかにありますか。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 無理があるとか何とかね、何かやましいことしているのかなと思うんですよ。我々が正式に委員会でしかできないと、これ委員会開会しないと請求できないということだから文書で作って出しているんですよ。委員長、ぜひですね、これ、ない資料は我々求めない。今まで出さないもんだから。分かっている。

○玉城健一郎委員 分かっている、分かっている。

○仲里全孝委員 いやいや、ちょっと言わせてください私も。何言っているんですか。いや何言っているの。玉城委員、何言っているの。私が今、委員長に聞いているんですよ。何様ですか、皆さんは。

委員長、今日いやあのね、正式に我々委員会でしか提出できないと、というふうな話があったから、委員会開会して正式に出しているんですよ。取り計らいお願いしますよ。

○西銘啓史郎委員長 分かりました。

ほかに意見があれば、いいですか。

下地康教委員。

○下地康教委員 えっとですね、今回の真相究明というのをですね、これは県庁の公務員の中で起こっている事件、事案ですよ。ということは、沖縄県の事務規定ね、それに沿ったもので、この業務が行われているかというのをしっかりと我々は、見なきゃいけないんですね。つまり、どこでどういう形で、この責任がしっかりと責任を取る、また責任を、説明をする人がどこにいるのかということも確認しなければいけないんですね。なので、このいろいろな書類のやり取りの中で、じゃ、どういう形で仕事が、命令が下されたのか。また起案

が起こったのか。そういったことをしっかりと調べなくてはいけないんですよ。そうしないと、どこに責任があるかというのが分からない。

つまり事件の真相が、究明ができないということです。だからそういう意味では、その資料というのは、どんな小さな資料でも出してもらいべきですよ。これは。要するに、証人喚問でも覚えていないというんですから、我々がやっている、公務員がやっている業務の中で覚えていないということはありません。記録は必ずあるべきですよ。

○西銘啓史郎委員長 ほかにありますか、御意見。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 だから、1のメールの提出の(2)。これを求める理由、もう一回教えてくれない。10年分の全部のメールが必要なのか。というのはね、この調査委員会の運営要領で、この調査事項があるじゃないですか。ワシントンDCの設立の経緯に関することってあるので、そこはもう確信だと思っている。

だからその2015年の何月のメールと言うんだったら、これ見ないといけない。10年分膨大な量を必要というのがね、ちょっとやり過ぎじゃないかな。なぜこの全部が必要なのが分からない。どこが知りたくて、この時期が知りたいという理由があるんだったら、分かるけれども……。

○西銘啓史郎委員長 下地康教委員。

○下地康教委員 あのですね、先ほども言いましたですけれども、要するに覚えていない、自分はその業務をやっていないという話がもうずっとあるわけですから、その我々がこのメールを読み込むことによってですね、じゃ、誰が何を言って、この仕事が始まったんだというのが少しずつ分かってくるんですよ。いきなり、いきなりこの今日このメールで、この人がやったというのはないですよ。日頃の業務の中で、こういう業務がやり取りされているんだと、その中で、やはりこの責任のある人たちの部署は、部署を、要するに職務というんですかね。そういったその人の権限というのが、そこにあるんだというのが、だんだん見えてくるんですよ。それをやはりしっかり読み込まないと、どこに責任があるのかよく分からない部分がありますよ。

○西銘啓史郎委員長 当山勝利委員。

○当山勝利委員 もう同じことだったんですけれども、要は調査事項に関わるというのですかというのは、そこなんですよ。

今（２）番の話で、（３）番は、じゃ、何をこれで知りたいのか。１の（３）ね。いきなり仲里所長のものが出てきたもんだから、意見を聞いている。もう参考人で呼んだわけでも、呼んでいないよね。呼んだっけ、呼んでいないよね。呼んでもいないから……。

○西銘啓史郎委員長 新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 今、調査事項の中で５つあると思うんですけれども、その中で例えば、我々先ほどのお話にもあったように、例えばこのビザ、L1ビザおかしいよねという話から、多分これスタートしているんですよ。これが最近までずっと続いているんです。ということは、もう身分の取扱いに関することというのは、多分もう冒頭からですね、もう直近まで、ずっと続いている話。これもそうだし、資金の流れに関することも、開設から閉まるまで全てに係ることなんですね。なので、我々がこのメール、最初から最後までちょうだいというのは、これは私は全然おかしくない話だと思っています。

○当山勝利委員 （３）は……。

○新垣淑豊委員 仲里さん、仲里さんの件でしょう。いやだから、直近まで全部関わっているんだから。直近までの話で、いや僕らこれおかしいよって、もちろん設立に関することおかしいって、これが一番大きな話。

だけどそのあとの閉鎖に至るまで、早々閉鎖に至るまで、おかしいことがいっぱいあるわけ。私も一般質問で話しましたが、何でこれね、多分、宮里委員が冒頭言いましたけれど、非課税、不課税、これもおかしくないかっていう話とか、だからこういったところを全部これクリアにしておかないと。また、またつくるって言っているけど、またつくってくれという話もされていますけど、無理です。こんなのがちゃんと明確になっていないままにつくられて言われたって、県民の理解得られないですよ。

○徳田将仁委員 仲里さんの場合は、この問題が発覚してから、そのあとこの法律事務所に事務所をどう閉めるかとか、いろんな相談をしているんですよ。そのメールが今ないんですよ。それを見たいというだけの話です。

○西銘啓史郎委員長 ちょっと挙手してから発言してください。
当山勝利委員。

○当山勝利委員 これは、その調査事項でいうと、何に当たるの。

○宮里洋史委員 2つあります。今の仲里所長の清算のメールの件については、経緯確認を行っていると言われているんですね、法律事務所と。所長ですし、そこを知りたいということですね、まず1点。

過去の10年間の知りたいと言った理由は、初めの担当者、2000ページを……。

○当山勝利委員 ごめんごめん、それはいいよ。仲里所長のものは、もう一回なんだって……。お願いします。

○宮里洋史委員 仲里所長は、清算するに当たって過去の経緯を法律事務所に相談している駐在担当者ですので、そのやり取りを当時の履歴を含めながらやっていると推察されるので、その部分のメールを……。できるんじゃないですか。

○当山勝利委員 まあまあまあ……。

○宮里洋史委員 あと1点、委員長よろしいですか。
宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 2000ページに及ぶメールを確認しました。

証人喚問では、例えばFARA知らないとか、証人は言っていたんですね。記憶にないとか、分からないって言っていたんですよ。だけど、メールにはFARA報告のこと、奥様の保険のこと、駐在での飲食に関してとか、駐在のメールを領収書、今まで当局は委託しているから分かりませんって言っていた。でも今回出してきたのは、何年は21万円ですって、めちゃくちゃ細かくなっている？ じゃないですか。ということは、委託料の管理をしていたんじゃないかということなんですよ、だから全部見せてくれと。ただ今までの答弁と整合性が合わないから言っているんですよ。知らないと言った本人がメールでこの件どうしますかってやっているんですよ。やったことない、FARA報告

タッチしていませんって言っていたんですよ。証人喚問で言っていたんですよ。そこです。

○西銘啓史郎委員長 当山勝利委員。

○当山勝利委員 仲里所長の分に関しては、過去に遡って何らかの、この法律事務所とやり取りしているだろうと、予想されるので、メールを開示してほしいということね。はいはい、オーケーオーケー。

○西銘啓史郎委員長 ほかにありますか。いいですか。

ちょっと委員長として言いますけれど、発端は私が一般質問で質問取りに来て資料くださいという話をして、公室長にも電話で話をして、聞いていないということで、これ出してくださいねという話をしました。その経緯からですが、今でも、今はもう個人で求めると答えがない。通常の資料は別ですよ。百条委員会に関わらないものは、例えばある部局から資料出してくれるって、資料をもらいました、一般質問に関して。ただし百条に関しては、事務方にも言ったけれども、結果的には何の音沙汰もなかったということで昨日、議長からも注意をしてもらったんですけれども。要は、我々が求める資料に対して、出てくるものが真っ黒だったり、そうすると、この黒も誰が判断しているんですかと、昨日の段階では、ちゃんと溜さんが全部見比べて、この黒塗り外れているのかを見て、承認しましたと言っていました。

ただ実際、見ていないなということが私分かりましたよ。この資料見ていないんだなというのは、質問しても答えられない部分があったんでね。

申し上げたいことは、やはりこの私も委員長として、両方の立場も理解する中で、やはり基本的には真相解明がこれ目的ですから、例えば平安山さんでも、ロビー活動なんかしていない、サインなんかしたことないって、参考人招致で言っていたのが、見たらサインしましたってなったでしょう。

これやはり書類が上がってきたから追及できた話なんですよ。

もう一つ、それと例えば、一応3月末までに報告書も準備もしていますけれど、最終段階には来てますけれど、証人喚問、例えばまた新しい書類なんか出てきて、確認するときには、新たに呼んでも私はいいと思っているんですよ。委員長としてはね、証人喚問一切やらないではなくて、基本的にはこの後の2人で、知事で最終かなと思っていますけれども。いろんな、この中坂さん、これからクラカワーさんとの何かあれば、これについてはまた新たな証人の喚問が別に規約上というか、同じ人を2回やったら駄目ということはないでしょ

う。だから新たなものはない、知らないと言ったのが、何かを基に事実が出てきたら、これはもう一回確認する必要は私は委員長としてあると思っているので。今与党の皆さんの細かい理由を、もう一度文書でするのは大変なので、基本的には先方や執行部がどれだけの時間がかかるのか分かりませんが、基本的には、この後最低2週間ぐらいでも出してほしいというのは、まとめるとは思いますが。やはり必要なものは必要で、ただこちら我々の我々ではおかしいな、野党側はしっかり見ている資料もあるし、皆さんも見ているかもしれませんが、見漏れているものもあるかもしれないので、やはり資料は求めること私は委員長として求めたいと思っているんですね。これ大変時間がかかるとか、相手に負担がかかるっていうけれど、これはもう真相解明のために必要なものは、ぜひあれしたほうがいいのかなとは思っていますけれども。どうしましょう。もう取りあえず、いろんな意見が出ましたか、いいですか。

どうぞ、仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 確認したいのが、求めて執行部が、例えば10年分のメールについて、どうにか絞込みできませんかというようなものが来ても、いやもうその余地ない、考える余地は、執行部から来たりとか、もうこれは書いたやつは書いたやつで、そのまま求める以外にないですよ。

○西銘啓史郎委員長 仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 あのね、別にこんなもの100ページとか何ページとかではなくて、実際、持っているなというふうなことが今あるわけ。その中身、前後関係をちょっと確認したいということです。前後関係ね、実際持っているんですよ。あとで証人喚問が来て、例えば私は報告をしていましたよっていうのを証人がしたら、やはり実際そうだったわけ。だからその中身のやり取り見ないと……。

○仲宗根悟委員 絞り込めないか……。

○西銘啓史郎委員長 まあまあこの辺は、ちょっと与党の要求……。新垣光荣委員。

○新垣光荣委員 この辺を本人ですね、その辺を精査もせずに提出して、個人

情報保護法ですね、とか、県条例とかですね、そういうものも本人に確認して、それで出すということでいいんじゃないの。

○西銘啓史郎委員長 これ執行部側の出す側の話……。

仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 だから、どこまで調査権が及ぶかっていう、前から話しているそこであるわけ。もう、それも説明しないで、メールの対相手も全部黒塗りをして説明書きも何もない。今みたいにね、説明書きがあるはずなんですよ。誰か。5人を全部黒塗りしたり、あるいは内容を全部黒塗りしたり、これ前後関係分からない全然。

○西銘啓史郎委員長 いや、ちょっとごめんなさいね。

例えば、平安山さんの証言で、毎月20ページに及ぶものを知事、公室長、それから副知事にも送っていたという証言がありました。その時に、メールでということだったので、この要求もしたら上がってきたのが1ページなんです。執行部から上がってきたのは、平安山さんこれしかありませんっていうから。要は、それしかないと言うから僕らも探しようがないですよ、僕らが執行部のところに行って探すわけではないので。

だから僕らは求めているけれど、ないと言われたらもうこれ以上追及できないのは本当は問題だと思っているんですよ。隠していないと思いたいけれども、さっき出た3月までの業務報告ってあるけど、実際には10月10日が最後っていうのは本当ですかというのも含めてね。ただ向こうが、執行部側がコントロールされたら嫌だなと僕は思っているんです。本当になかったものはしょうがない。もう、さっきの歴代駐在職員のメールも何件何名、何千通ですって言われたら、もうそれ以上僕らは、もう突っ込まないじゃないですか。うそねってとも言えないから、そこら辺はもう信頼関係しかないけど、そこは変な形にならないように求めるものは全て求めて、実際に出せる記録が残っている残っていないというのは事実あるかもしれませんが、もうそこは執行部側がどう対応するかに任せるしかないと思うんですけど。我々が全部調べて、相手のパソコンまではできないのでね。

ただ不安なのは、不安というか不満なんですけれど、何かやはり例えば、ワシントンの駐在員、現地職員に対しての費用を出してくれと言ったら、いや個人情報だから出せないと言っていたけれど、決算報告では出ているわけよ、千何百万円って。片方では出しているのに、見れば分かる数字もあるので、こう

いうのを見てくと、正しい情報をちゃんとくれれば、27年、28年は現地のスタッフはいなかったなんて、僕は初めて知ったし。そういうのを含めて、いろいろ本当に正しいものをもらっていないと、資金の流れがちゃんと正しかったかどうかチェックができないと思っています、私は。

そういうことで、いろんな意見が出尽くしたと思うんですけど、もし提出側から、多少この辺はもうしょうがないというのであれば、修正してもいいし、いやもうこのままであればこのままで、今日、朝言ったように意見が出揃ったので採決をしたいと思いますけれど、よろしいでしょうか。

いいですか、何かないですか。

○新垣光栄委員　だから、今言う採決やる前に、ぜひ事務局のほうにですね、そういった法的根拠、ああいうのは全部調べて報告してくださいね。

○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。

（休憩中に、執行部への記録要求に関して提出期限を3月10日頃とすること、先に提出できるものから提出を求めることを確認した。）

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

10日なら10日切って、要は13日知事があるからということもあって、それで早めに出せるものは早めに出してもらうということでよろしいでしょうか。

では、以上のとおり、まず要求記録については、今、無所属の自民党の会派から上がってきた文書をもって、いろんな御異議があるとしても確認させていただいてよろしいですか。

比嘉瑞己委員の意見も承りましたけれど、その意味では意見の一致を見ていないということです。

これより、県知事に対する記録の提出要求について、採決いたします。

本件は挙手により採決いたします。

なお、挙手をしない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

休憩中に御協議いたしましたとおり、県知事に対し記録の提出を求めることについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○西銘啓史郎委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長が本件に対する可否を裁決いたします。

委員長は、県知事に対し記録の提出を求めることについては、可決と裁決いたします。

以上で、予定の議題は終了いたしました。

委員の皆さん、大変お疲れさまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 西 銘 敬史郎